

●香川県告示第113号

令和2年香川県告示第140号（平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準）の一部改正）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、令和2年5月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は同月分以後に係る費用徴収について、改正後の別表第2及び別表第3の規定は令和元年7月分以後に係る費用徴収について、それぞれ適用する。</p>	<p>平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、令和2年5月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は同月分以後に係る費用徴収について、改正後の別表第2及び別表第3の規定は令和元年7月分以後に係る費用徴収について、それぞれ適用する。<u>ただし、同月1日前に入所した措置児童等の扶養義務者から徴収する費用について、改正後の別表第2又は別表第3の規定に基づき算定した額が、改正前の別表第2又は別表第3の規定に基づき算定した額を超えるときは、改正前の別表第2又は別表第3の規定に基づき算定した額によるものとする。</u></p>